

雇用における男女平等に関する要請行動 7/6(月)

「なんでも労働相談」での女性からの相談状況

コロナ禍におけるメンタルの問題を共有する！！

連合福島は7月6日(月)に男女平等推進月間にあたり、女性が輝き、いきいきと働き、働くことを軸とする安心社会の実現に向け、労働雇用均等行政に対し、福島労働局に「男女平等に関する要請行動」を行った。

要請行動には、連合福島から今野泰会長、遠藤徳雄副事務局長、大越香代子青年女性委員会代表幹事が出席し、福島労働局からは岩瀬信也労働局長、富塚エリ雇用環境・均等室長、橋本広美雇用環境・均等室長補佐が出席した。意見交換では、くるみんマーク認定の状況や連合福島「なんでも労働相談」での女性からの相談状況、コロナにおけるメンタルの問題などを共有しました。

【会長挨拶要旨】

コロナの課題は、社会や生活に様々な影響を与える中、雇調金をはじめとする様々な支援制度や相談等を通じた尽力に敬意を表する。人口減少・高齢化社会にあって、女性活躍の必要性、重要性は増し、女性活躍推進法の実効性の確保が求められる。厚労省が示す、モデル就業規則やあらゆるハラスメントを禁じた法律の施行、正社員とパート・有期・派遣労働者との不合理な格差・差別を是正する同一労働同一賃金の適用、さらにはジェンダーに対する取り組みなど、いずれにしても働く者の意識も高めることが問われる。



左から大越代表幹事、今野会長、岩瀬局長

コロナ禍において、雇用面での減速・後退が危惧され、休業者の増加が失業者につながらないように支援していくことが重要である。新しい生活様式が模索されているが、社会的な弱者をつくらない、多様性を相互に認め合う寛容な社会へ向け、理解をお願いしたい。

【要請事項】

- ①同一労働同一賃金に関する法施工に伴う格差・差別解消の推進
- ②仕事と不妊治療の両立支援の推進
- ③ハラスメントのない職場に向けた推進
- ④改正育児・介護休業法のさらなる周知と支援
- ⑤女性活躍推進法にもとづく一般事業主行動計画の推進
- ⑥雇用環境均等行政の相談および支援強化



挨拶する今野会長

遠藤副事務局長は、すべての働く方を対象にした労働に関する相談とメンタル面でのカウンセリングを6/15～6/20まで行ったことを報告し「マスコミ報道等で取り上げられたこともあって24件の労働相談が寄せられ、うち女性の相談は、14件、約6割を占め、地域・社会の中で、女性への差別や冷遇が顕在化していることから、男女平等、女性活躍の推進という点では是非とも是正・改善につながるよう周知強化されたい」と均等行政の推進を要請。大越代表幹事は「次世代育成支援対策推進法にもとづく認定基準等が改正され、男性の育児休業取得の認定基準が「1人以上」から「7%以上」に厳格化された。男性も女性も、仕事と生活の調和・両立をはかるうえでは、やはり企業・職場における制度化はもとより制度の活用しやすさが大切であり、事業主行動計画認証制度は一つのバロメーターとなるので認定事業所の拡大に向け、尽力いただきたい」と要望した。